

技術基準との整合確認書

資料 4 - 1 1

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第 1 部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 0 0.3.1 箇条 4 4.27A	箇条 0 総則 0.3.1 一般的要求事項 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。 箇条 4 構造 4.27A 光出力 一般照明用の LED 照明器具の光出力は、人がちらつきを感じるものであってはならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.2 4.4 4.5	箇条 4 構造 4.2 交換可能構成部品 交換を意図した構成部品又は部分をもつ照明器具は、それらの構成部品又は部分の交換が容易に、かつ、安全性を損なうことなく行えるように十分なスペースがなければならない。 4.4 ランプソケット（4.4.2 及び 4.4.7 を除き、全細分箇条を含む。） ランプソケットの取付、位置並びに電気定格等に関し、適切な安全設計をしなければならない。 4.5 スタータソケット クラス II 照明器具以外の照明器具に用いるスタータソケットは、JIS C 7619 に適合するスタータが装着できるものでな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				4.6	<p>なければならない。</p> <p>クラス II 照明器具は、手で取り外すことができる部品を取り外した状態で、標準試験指がスタータに触れることのできないような構造で、かつ、取り付けるスタータは P 形口金付きのスタータであって、金属以外の外郭をもたなければならない。</p> <p>4.6 端子台</p> <p>照明器具が口出し線をもち、固定配線に接続するために別の端子台を必要とする場合、照明器具内若しくは照明器具に付属した箱内、又は製造業者が指定した箱内に、端子台のための適切な空間を設けなければならない。</p>	
				4.7	<p>4.7 端子及び電源接続</p> <p>端子は、ねじ、ナット又は同等の効果をもつ部品で適切な接続ができるものでなければならない。</p>	
				4.8	<p>4.8 スイッチ</p> <p>可とうケーブル又はコードの途中に設けるスイッチ、及びスイッチ付きランプソケットは、スイッチのじんあい、固形物又は水気の侵入に対する保護等級が照明器具の等級に適合するものでない限り、普通形以外の照明器具には使用してはならない。</p>	
				4.9	<p>4.9 絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブ</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				4.10	絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブは、スイッチ、ランプソケット、端子、電線などの部分を取り付けたとき、確実に所定の位置に保持されていなければならない。 4.10 二重絶縁及び強化絶縁	
				4.11	4.11 電氣的接続及び通電部 電氣的接続部は、緩みのない手段で固定しなければならない。	
				4.11.5	4.11.5 通電部は、取付面又は木材に直接接触してはならない	
				4.12	4.12 ねじ、機械的接続及びグラウンド 接触圧を伝達するねじ及び照明器具を取り付けたり連結するときに操作するねじであって、公称直径3 mm未満のねじは、金属にねじ込まなければならない。	
				4.14	4.14 つり具及び調節手段 継ぎ手、昇降装置、調節式腕木、伸縮自在管などの調節装置及び調節手段は、操作中にコード又はケーブルが圧縮、締付け、破損、及び電線の長手軸に沿って360°を超えるねじれがないような構造でなければならない。	
				4.19	4.19 イグナイタ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				4.22	<p>照明器具内で使用するイグナイタは、照明器具の中に組み込んだ安定器に電氣的に適合しなければならない。</p> <p>4.22 ランプの装着品</p> <p>照明器具には、ランプ、口金、ランプソケット、照明器具又は装着品自身を、過熱又は損傷させる可能性のあるランプの装着品を、組み込んで서는ならない。</p>	
				4.23	<p>4.23 準照明器具（セミルミネア）</p> <p>準照明器具は、クラス II 照明器具に対する要求事項に適合しなければならない。</p>	
				4.26A	<p>4.26A ブローイング工法で断熱材施工する照明器具</p> <p>ブローイング工法で断熱材施工する照明器具は、規定する IP コードに関連する検査プローブが侵入する開口部があつてはならない。</p>	
				4.27	<p>4.27 一体形ねじなし接地接触子をもつ端子台</p> <p>一体形ねじなし接地接触子をもつ端子台は、製造業者が規定する要求事項に従って取り付けなければならない。</p>	
				4.28	<p>4.28 温度感知制御素子の固定</p> <p>ランプ制御装置の外部の温度感知制御素子は、プラグイン形又はその他の容易に交換できる種類であつてはならない。</p>	
				4.29	<p>4.29 非交換形光源をもつ照明器具</p> <p>照明器具又は照明器具の部分を破壊することなく、光源の交</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				4.30A	換ができてはならない。 4.30A 蛍光ランプ用口金をもつ蛍光ランプ以外のランプ 規定の蛍光灯ソケットは、ランプを着脱できる構造の照明器具では、蛍光ランプの接続以外で通電してはならない。	
				箇条5	箇条5 外部及び内部配線	
				5.2	5.2 電源との接続及びその他の外部配線	
				5.2.1	5.2.1 定着灯器具、移動灯器具等の照明器具は、電源との接続の手段として、適切な接続器具を用いなければならない。	
				5.2.3	5.2.3 電源コードを照明器具に備える場合、電源コードは適切な取付方法によって照明器具に接続しなければならない。	
				5.2.5	5.2.5 タイプZ取付方法を用いた照明器具の端子は、ねじ接続を行ってはならない。	
				5.2.9	5.2.9 照明器具にねじ込んだブッシングは、所定の位置に固定しなければならない。	
				5.2.10.1	5.2.10.1 タイプX取付方法におけるコード止め具は、適切な構造及び位置になければならない。	
				5.2.12	5.2.12 送り配線を意図した定着灯器具は、電源ケーブルを終端せず、次の照明器具へ送ることができる端子をもっていなければならない。	
				5.2.13	5.2.13 可とうより線の端末は、はんだのコールドフロー（少しずつ塑性変形する現象）で押し締め接続が緩まないことを	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				5.2.14	保証する手段がなければ、はんだ盛りをしてはならない。 5.2.14 クラスⅡ及びクラスⅢの照明器具用の接続器と、JISスタンダードシートに規定するプラグ若しくはコンセント、及び我が国のコンセントとの接続は、危険な互換性があってはならない。	
				5.2.17	5.2.17 内部接続用ケーブルは、規格化していない絶縁体及びシースで構成している場合、スリーブ、チューブ又は同等の構造の外装を用い、照明器具製造業者が確実に接続しなければならない。	
				5.3	5.3 内部配線	
				5.3.5	5.3.5 普通形以外の照明器具で、照明器具の外郭から出ている全ての内部配線には、外部配線に対する要求事項を満たさなければならない。	
				5.3.7	5.3.7 可とうより線の端部は、はんだのコールドフローで押し締め接続が緩まないことを保証する手段がなければ、はんだ盛りをしてはならない。	
				箇条7	箇条7 保護接地	
				7.2.4	7.2.4 保護接地端子の接続は、偶発的な緩みが生じないように適切に固定しなければならない。	
				7.2.6	7.2.6 クラスⅠ照明器具の場合、保護接地用端子又は保護接地用口出し線は外郭の見やすい箇所に設けなければならない	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				箇条 14 箇条 15 附属書 JA JA.3	い。 箇条 14 ねじ絞め式端子 端子は、接続用導体を取付たとき、安全性を損なうことなく適切に接続を保持する構造でなければならない。 箇条 15 ねじなし端子及び電気接続 端子は、接続用導体を取付たとき、安全性を損なうことなく適切に接続を保持する構造でなければならない。 附属書 JA ハロゲン電球用照明器具の保護シールド JA.3 温度制限 強化ガラスを使用する場合は、平常温度上昇試験で各部の温度が飽和したとき、ガラス内表面が最高 220 °C以下であり、また、ガラス外表面を含め、ガラスの最低温度部分との温度差が 180 °C以下でなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.15 4.15.1 4.15.2	箇条 4 構造 4.15 可炎性材料 4.15.1 可炎性材料のカバー、セードなどは、照明器具の発熱部から 3 mm 以上離れた遮熱板で保護していなければならない。 4.15.2 熱可塑性樹脂材料で作った照明器具は、通常の使用状態に取り付けたとき、危険がないように安定器又は変圧器及び電子装置の故障状態で生じる温度上昇に耐えなければなら	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き					らない。	
				4.16	4.16 可燃材料表面へ取り付ける照明器具 ランプ制御装置を内蔵する照明器具は、温度感知制御素子を用いなければならない。	
				4.16.2	4.16.2 照明器具は、照明器具の取付面の温度を安全な値に制限するために、温度感知制御素子を組み込まなくてはならない。	
				4.26	4.26 短絡保護	
				4.26.1	4.26.1 絶縁しておらず、可触の異極の安全特別低電圧部分が不慮の短絡事故がもとで安全性が損なわれないように、適切な手段を施さなければならない。	
				箇条 8	箇条 8 感電に対する保護	
				8.2	8.2 感電に対する保護	
				8.2.1	8.2.1 両端部に口金をもつ管形白熱電球用のクラス 0、クラス 0I、クラス I 及びクラス II 照明器具は、ランプを交換するとき両端とも自動的に電源が遮断するような手段をもっていなければならない。	
				箇条 12	箇条 12 耐久性試験及び温度試験	
				12.5	12.5 温度試験（異常動作） 照明器具を異常状態で使用した場合でも、照明器具の部分及び取付面は過度の温度に達してはならず、照明器具内の配線	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					が安全性を損なった状態になってはならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 3 3.2 3.3 箇条 4 4.5	箇条 3 表示 3.2 照明器具の表示（全細分箇条を含む。） 照明器具には、次に示す情報を表示しなければならない。 一定格電圧、定格最高周囲温度、定格周波数、照明器具の適合ランプの定格電力又はランプデータシートに示す形式名 ー照明器具の絶縁クラスに関する、クラスを表すシンボル ーじんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護等級を表す IP コード、等 3.3 追加の情報（3.3.2 を除き、全細分箇条を含む。） 適切な設置、使用及び保守に関わる次の必要事項を、表示しなければならない。 ー動作温度に関する情報 ー結線図、等 箇条 4 構造 4.5 スタータソケット E17 形のスタータソケットと E17 形の白熱電球用のランプソケットとを、同一の照明器具に使用するときは、ソケット近傍にスタータ用か白熱電球用かの明確な識別ができる表示などを施さなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				4.14.2	4.14.2 可とうケーブル又はコードを2本以上使用する場合には、ケーブル又はコードへの荷重のかけ過ぎを避け、かつ、確実に均等な荷重をかけるために、必要な情報全てを施工説明書で明記しなければならない。	
				4.21.1	4.21.1 セルフシールド形ランプを用いるよう設計した照明器具には、適切な表示を付さなければならない。	
				箇条5	箇条5 外部及び内部配線	
				5.3	5.3 内部配線	
				5.3.1	5.3.1 緑と黄とに配色した電線は、接地接続用だけに使用しなければならない。	
				箇条8	箇条8 感電に関する保護	
				8.2.1	8.2.1 両口金高圧放電ランプ用のイグナイタをもつ照明器具は、規定の方法で測定したピーク電圧が34Vを超える場合、定格二次短絡電流を照明器具に表示しなければならない。	
				箇条15	箇条15 ねじなし端子及び電気接続	
				15.3.10	15.3.10 固定配線への接続及び使用者による交換を意図した端子では、製造業者は、端子に適合する導体径及び電線種別を明示しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 構造	
				4.11	4.11 電氣的接続及び通電部	
				4.11.4	4.11.4 通電部は、腐食に耐えるか、又は腐食に対して適切に	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き					保護していなければならない。	
				4.11.6	4.11.6 電氣的・機械的接続方式は、通常使用時に生じる電気ストレスに耐えなければならない。	
				4.14	4.14 つり具及び調整手段	
				4.14.3	4.14.3 継ぎ手、昇降装置、調節式腕木、伸縮自在管などの調節装置及び調節手段は、規定の耐久試験後、コード又はケーブルの素線の断線率は50%以下で、可とうコードがあれば、その絶縁物に重大な破損があってはならない。	
				4.18	4.18 耐食性（全細分箇条を含む） 防滴形、防雨形、防まつ形、噴流形、暴噴流形、耐防水形（防浸形）及び耐防水圧形（水中形）照明器具の金属部分は、照明器具の安全性を損なうような腐食が生じないように、適切に保護していなければならない。	
				4.27B	4.27B 供用期間中の発煙、発火などの防止 LED 照明器具は、供用期間中に発煙、発火など火災に関連する故障が発生しないように設計しなければならない。	
				箇条5	箇条5 外部及び内部配線	
				5.2.2	5.2.2 照明器具製造業者が取り付けけた電源コードは、通常の使用状態における最高使用温度で劣化することなく、耐えなければならない。	
			5.2.8	5.2.8 シャープエッジをもつ開口部には経年劣化する材料を		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				5.3.3	使用したブッシングを使用してはならない。 5.3.3 移動灯器具内のシャープエッジをもつ開口部には経年劣化する材料を使用したブッシングを使用してはならない。	
				箇条 7	箇条 7 保護接地	
				7.2.7	7.2.7 普通形照明器具以外の照明器具では、保護接地端子の各部分は、保護接地端子に接触する保護接地導体又はその他の金属との間で生じる電食の危険性を最小にしなければならない。	
				7.2.8	7.2.8 保護接地端子用のねじ及びその他の部品は、黄銅若しくはさびない金属、又はさびない表面処理をした材料とし、その接触面は、裸金属でなければならない。	
				箇条 12	箇条 12 耐久性試験及び温度試験	
				12.3	12.3 耐久性試験 実用上の冷熱サイクルに相当する状態で、照明器具は、安全性を損なったり、又は早期に故障が発生してはならない。	
				箇条 14	箇条 14 ねじ締め式端子	
				14.4.5	14.4.5 端子は、耐食性をもたなければならない。	
				箇条 15	箇条 15 ねじなし端子及び電気接続	
				15.3.1	15.3.1 電流を流すための端子又は接続の部分は、耐食性が銅と同等以上で、機械的特性も同等以上であるその他の金属でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 2	箇条 2 照明器具の分類	
				2.2	2.2 感電に対する保護の形式による分類 保護等級 IPX1 以上の照明器具、防湿形照明器具及びラフサービス照明器具は、クラス 0 は使用してはならない。	
				2.3	2.3 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護による分類 照明器具は、JIS C 0920 で規定する保護等級及び JIS C 0920 の附属書 2 の分類方式で分類しなければならない。	
				2.4	2.4 照明器具の取付面の材料による分類 照明器具は、可燃材料表面、又は不燃材料表面への直接取付けに適しているものに分類しなければならない。	
				2.5	2.5 使用環境による分類 照明器具は、通常に取り扱うもの、又は手荒に扱えるものに分類しなければならない。	
				箇条 3	箇条 3 表示	
				3.1	3.1 総則 安全に関する記載指示は、当該器具を取り付ける国の公用語で記載しなければならない。	
				3.2	3.2 照明器具の表示 照明器具には、次に示す情報を表示しなければならない。 －じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護等級を表す	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				3.3	<p>IPコード</p> <p>－防湿形は“防湿”又は“防湿形”</p> <p>3.3 追加の情報</p> <p>適切な設置、使用及び保守に関わる次の必要事項を、表示しなければならない。</p> <p>－普通形照明器具以外の照明器具であって、塩化ビニル製の電源コードを使用している場合には、例えば、“屋内使用”</p> <p>－アームズリーチ内に取り付けることを意図しない壁取付形照明器具及び自在形照明器具に対して、“人が触れるおそれのある場所に取り付けてはならない。”</p> <p>－ラフサービス照明器具の場合、水の浸入に対する保護等級がIPX4の電源コンセントへの接続方法</p>	
				箇条4	箇条4 構造	
				4.13.4	<p>4.13.4 ラフサービス照明器具</p> <p>ラフサービス照明器具は、固形物及び水気の侵入に対する保護等級がIP54以上でなければならない。</p>	
				4.17	<p>4.17 水抜き孔</p> <p>防滴形、防雨形、防まつ形、噴流形及び暴噴流形照明器具は、照明器具内に水がた（溜）まる場合、その水が効果的に水抜き孔で排出できるように設計しなければならない。</p>	
				箇条5	箇条5 外部及び内部配線	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				5.2.6	5.2.6 電線挿入口は、電線管、ケーブル又は可とうコードを取り付けた状態で、照明器具の分類に応じたじんあい又は水気に対する保護等級でなければならない。	
				5.2.14	5.2.14 製造業者が照明器具に取り付ける差込みプラグは、感電に対する保護等級及びじんあい・固形物・水気に対する保護等級が照明器具の保護等級と同等でなければならない。	
				箇条9	箇条9 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護	
				9.2	9.2 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する試験 照明器具の外郭は、じんあい、固形物及び水気の侵入に対する照明器具の分類及び照明器具に表示した IP コードに適合する保護等級を備えなければならない。	
				9.3	9.3 耐湿試験（全細分箇条を含む。） 全ての照明器具は、通常使用状態で起こる湿度状態に耐えなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条0	箇条0 総則	
				0.5	0.5 照明器具の構成部品（0.5.4を除き、全細分箇条を含む。） 照明器具の構成部品は、該当する IEC 規格、JIS 又は関連法規がある場合には、それらの要求事項に適合しなければならない。	
				箇条4	箇条4 構造	
				4.4.7	4.4.7 ラフサービス照明器具に組み込むランプソケット及び	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き					<p>差込みプラグの絶縁部分は、耐トラッキング性の材料でなければならない。</p> <p>4.9.2 絶縁ライニング、スリーブ及び類似の部分は、適切な機械的、電氣的及び熱的強度をもたなければならない。</p> <p>4.10.1 電波障害防止用のコンデンサは、JIS C 5101-14 の要求事項に適合しなければならない。</p> <p>4.10.4 保護インピーダンス装置 二重絶縁又は強化絶縁で分離した可触の導電部を抵抗器で橋絡する場合、抵抗器は規定の試験に適合しなければならない。</p> <p>4.11 電氣的接続及び通電部</p> <p>4.11.4 通電部は、銅若しくは銅合金、又はその他の同等以上の特性をもつ材料でなければならない。</p> <p>箇条 5 外部及び内部配線</p> <p>5.2.2 照明器具製造業者が取り付けけた電源コードは、JIS で規定する電線、又はこれらと同等以上の電氣的・機械的性能をもっている電線でなければならない。</p> <p>5.2.16 電源接続用で機器内に取り付ける機器用インレットは、規定の要求事項に適合しなければならない。</p> <p>5.2.18 全ての移動灯器具、及びコンセントを介して電源に接続することを意図している定着灯器具又はその他の照明器</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き					<p>具は、規定の規格群又は関連法規に適合するプラグを使用しなければならない。</p> <p>5.3 内部配線</p> <p>5.3.1 内部配線の絶縁は、それが受ける印加電圧及び最大温度に耐えることができる材料でなければならない。</p> <p>箇条 12 耐久性試験及び温度試験</p> <p>12.4 温度試験（通常動作）（全細分箇条を含む。） 照明器具の絶縁材料は、規定の温度以上になってはならない。</p> <p>12.7.1.2 放電ランプ、70 W を超える蛍光ランプ及び 10 VA を超える変圧器をもつ照明器具に対する試験 照明器具の取付部及び最も熱的影響を受ける露出部分の熱可塑性樹脂は、規定のボールプレッシャ試験に適合しなければならない。</p> <p>12.7.2 安定器又は変圧器に内蔵又は外付けした温度感知制御素子をもつ照明器具の試験 照明器具の取付部及び最も熱的影響を受ける露出部分の熱可塑性樹脂は、規定のボールプレッシャ試験に適合しなければならない。</p> <p>箇条 13 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性（全細分箇条を含む。）</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き					<p>感電に対する保護用の外郭を構成する絶縁物部分、及び通電部又は安全特別低電圧部を所定位置に保持する絶縁物部分は、十分な耐熱性及び耐トラッキング性をもたなければならない。</p> <p>箇条 14 箇条 14 ねじ締め式端子</p> <p>14.4.4 14.4.4 ねじは、亜鉛又はアルミニウムのように軟らかく、経時変形しやすい金属であってはならない。</p> <p>箇条 15 箇条 15 ねじなし端子及び電気接続</p> <p>15.5 15.5 内部配線用端子及び接続</p> <p>15.5.2.2.3 15.5.2.2.3 端子が絶縁材料の表面に導体を締め付けるように設計している場合は、これらの温度試験中に、絶縁材料の表面が変形してはならない。</p> <p>15.6 15.6 外部配線用端子及び接続</p> <p>15.6.3.2.5 15.6.3.2.5 端子が絶縁材料の表面に導体を締め付けるように設計している場合は、温度試験中に、この表面が変形してはならない。</p> <p>附属書 W 附属書 W 熱可塑性樹脂製照明器具に対する代替温度試験</p> <p>W.1 W.1 70 W 以下の蛍光ランプ用の熱可塑性樹脂製の照明器具における、温度感知制御のないランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験</p> <p>照明器具の取付部及び最も熱的影響を受ける露出部分の熱</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き					可塑性樹脂は、規定のボールプレッシャ試験に適合しなければならない。	
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.7.1 4.7.2 4.10	箇条 4 構造 4.7.1 クラス 0、クラス 0I、クラス I 及びクラス II の移動灯器具、並びにしばしば調節する定着灯器具では、電線又は電線接続用ねじが外れることによって金属部が充電部になることを防ぐために、適切な予防措置を講じなければならない。 4.7.2 タイプ X 取付方法の電源コードをもつ電源端子は、より線を端子に取り付けるときにより線の 1 本が端子に入り損なった状態で使用するとき又はランプ若しくはスタータを交換するために照明器具を開いたときに、次のような構造でなければならない。 一 充電部と標準試験指が触れる金属部分とが接触する危険がないような箇所に取り付けるか、又は遮蔽する 一 充電端子部に接続する導体の自由な状態の 1 本の線は、可触金属部分又は可触金属部分に接続した金属部分に触れない 一 保護接地用端子に接続する導体の自由な状態の 1 本の線は、いかなる充電部にも触れない 4.10 二重絶縁及び強化絶縁 (4.10.4 を除き、全細分箇条を含む)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き					<p>む。)</p> <p>照明器具は、次のような構造でなければならない。</p> <p>－金属外郭クラス II 照明器具の可触金属部分と基礎絶縁の間等の接触を効果的に防止する</p> <p>－強化絶縁の中の接合部の隙間は、充電部に対し外から直線的に接近できない</p> <p>4.15 可炎性材料</p> <p>4.15.1 異常状態で照明器具を動作させ、試験中及び試験後に可触部分が充電部になってはならない。</p> <p>4.15.2 熱可塑性樹脂材料で作った照明器具は、安定器又は変圧器及び電子装置の故障状態で、充電部が可触部分となるような過熱状態になってはならない。</p> <p>4.29 非交換形光源をもつ照明器具</p> <p>照明器具又は照明器具の部分を破壊することなく、充電部へ接触ができてはならない。</p> <p>4.30 使用者非交換形光源をもつ照明器具</p> <p>使用者非交換形光源を覆って感電に対して保護するカバーは、二つ以上の独立した固定手段によって、所定の位置に固定しなければならない。</p> <p>4.32 過電圧保護デバイス</p> <p>過電圧保護デバイスは、クラス OI 照明器具の充電部と可触</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き					金属部との間に接続してはならない。	
				箇条5	箇条5 外部及び内部配線	
				5.3.1.3	5.3.1.3 内部配線に充電部となる導体を持ち、かつ、通常動作状態で可触金属部分があるクラスⅡ照明器具の接触箇所における絶縁は、電圧ストレスに対応した二重絶縁又は強化絶縁の要求事項を満足しなければならない。	
				箇条8	箇条8 感電に対する保護	
				8.2.1	8.2.1 照明器具は、通常の使用状態に取り付けて配線したとき、及び手で照明器具が開けられない場合でも交換形光源又はスタータの交換のために開けたとき、充電部が可触とならない構造でなければならない。	
				8.2.2	8.2.2 移動灯器具の感電に対する保護は、照明器具の可動部分を手で動かせる最も不利な状態にしても、その保護を維持しなければならない。	
				8.2.4	8.2.4 可動部分が金属製の場合は、照明器具の充電部又はランプの充電部に接触してはならない。	
			8.2.5	8.2.5 電源コード及び差込みプラグで電源と接続する移動灯器具は、支持面とは無関係に感電に対する保護を施さなければならない。		
			8.2.6	8.2.6 感電に対する保護のためのカバー及びその他の部分は、適切な機械的強度をもち、通常の手扱いで緩まないよう		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き				箇条9 9.2 箇条12 12.7.1.1 12.7.1.3	にしっかり固定していなければならない。 箇条9 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護 9.2 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する試験 特定のIPの照明器具では、関連する検査プローブが充電部に接触してはならない。 箇条12 耐久性試験及び温度試験 12.7.1.1 70W以下の蛍光ランプ用安定器をもつ照明器具に対する試験 安定器の故障試験で、感電に対する保護のための照明器具外郭は、規定する標準試験指が充電部に触れないよう保護し続けていなければならない。 12.7.1.3 10VA以下の本質的耐短絡変圧器をもつ照明器具に対する試験 変圧器の故障試験で、感電に対する保護のための照明器具外郭は、規定する標準試験指が充電部に触れないよう保護し続けていなければならない。	
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 4.27	箇条4 構造 4.27 一体形ねじなし接地接触子をもつ端子台 一体形ねじなし接地接触子をもつ端子台は、端子台の定格の最大公称断面積の単線を取り付け、支持板における端子台部分の接触抵抗は、0.05 Ωを超える値であってはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第2号 続き				箇条7	箇条7 保護接地	
				7.2.1	7.2.1 クラスI照明器具及びクラスOI照明器具の可触金属部分で、絶縁破壊した場合に充電部となるおそれがある部分は、恒久的で確実な方法で保護接地端子等に接続しなければならない。	
				7.2.2	7.2.2 保護接地接続の経路となる調整可能な継手などの表面は、良好な電氣的接触を確保しなければならない。	
				7.2.3	7.2.3 保護接地端子又は保護接地接触子と可触金属部分との間の抵抗は、0.5 Ω以下でなければならない。	
				7.2.5	7.2.5 電源コンセントをもつ照明器具は、そのコンセントの部品として保護接地接触子を内蔵していなければならない。	
				7.2.11	7.2.11 接地用導体のある電源コードをもつ照明器具では、端子の配列方法又はコード止め具と端子との間の導体長さは、ケーブル又はコードがコード止め具から脱落する場合に、接地用導体よりも先に通電導体に張力が加わるような長さになっていなければならない。	
				箇条8	箇条8 感電に対する保護	
				8.2.3	8.2.3 クラスOI及びクラスIの照明器具に用いる差込み金属ランプソケットは、接地しなければならない。	
				8.2.7	8.2.7 0.5 μFを超える静電容量のコンデンサを組み込んだ照明器具では、定格電圧の電源遮断1分後のコンデンサ電圧が	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第2号 続き				箇条 10 10.3	50 V を超えないよう、放電装置を設けなければならない。 箇条 10 絶縁抵抗、耐電圧、接触電流及び保護導体電流 10.3 照明器具の通常の動作状態で生じる接触電流又は保護導体電流は、規定の値以下でなければならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.9 4.9.2 4.14 4.14.3 4.31 箇条 5 5.2.10	箇条 4 構造 4.9 絶縁ライニング (裏打ち)、スリーブ 4.9.2 絶縁ライニング (裏打ち)、スリーブ及び類似の部分は、規定の環境試験後、絶縁抵抗試験及び耐電圧試験に耐えなければならない。 4.14 つり具及び調節手段 4.14.3 アームブリーチ内に設置することを意図した調節手段をもつ照明器具のコード又はケーブルは、規定の耐久試験後、絶縁耐圧に耐えなければならない。 4.31 回路間の絶縁 (全細分箇条を含む) 商用電源の回路から絶縁するために使用する変圧器又は制御装置を内蔵する照明器具の場合、制御装置の回路相互間及びそれらの回路と外部の可触の導電部との間は、適正に絶縁しなければならない。 箇条 5 外部及び内部配線 5.2.10 ケーブル又はコードが絶縁破壊したとき可触金属部分が充電部となるおそれがある場合は、コード止め具は絶縁	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				5.2.1.6	物を用いるか、又は固定絶縁ライニングを施さなければならない。 5.3.1.6 PVC 又は天然ゴムを超える絶縁性能又は機械的性質をもつ絶縁材料を使う場合は、絶縁部の厚さは同じ保護等級となる厚さを選択しなければならない。	
				5.3.4	5.3.4 内部配線の継ぎ目及び接続点は、配線の絶縁部と同等以上の効果のある絶縁物で保護しなければならない。	
				箇条7	箇条7 保護接地	
				7.2.10	7.2.10 定着灯器具、埋込み形照明器具など造営物に固定して使用するクラス II 照明器具の保護接地端子は、可触金属部分から二重絶縁又は強化絶縁で絶縁しなければならない。	
				箇条9	箇条9 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護 照明器具は、環境試験後、規定の耐電圧試験に耐えなければならない。	
				箇条10	箇条10 絶縁抵抗、耐電圧、接触電流及び保護導体電流 照明器具は適切な絶縁抵抗をもち、かつ耐電圧に耐えなければならない。	
				箇条11	箇条11 沿面距離及び空間距離 沿面距離及び空間距離は、規定の値以上でなければならない。	
				箇条12	箇条12 耐久性試験及び温度試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				12.4 12.5 箇条 14 14.4.6	12.4 温度試験（通常動作）（全細分箇条を含む。） 照明器具内の巻線の温度は、規定の温度以上になってはならない。 12.5 温度試験（異常動作）（全細分箇条を含む。） 照明器具を異常状態で使用した場合でも、照明器具内の巻線の温度は、規定の温度以上になってはならない。 箇条 14 ねじ絞め式端子 14.4.6 端子の締付けねじ又はナットを締めたり、緩めるとき、沿面距離及び空間距離は規定する値以上でなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.14.3 4.15 4.15.1	箇条 4 構造 4.14.3 アームブリーチ内に設置することを意図した調節手段をもつ照明器具は、構造物のいかなる部分の変形の原因となることなく、さらに規定の温度値を越えてはならない。 4.15 可炎性材料 4.15.1 カバー、セードなどの可炎性材料の部分は、その着火温度に上昇させる可能性がある照明器具の発熱部から十分に離さなければならない。 セルロイドのような、激しく燃える材料を使用してはならない。 異常状態で照明器具を動作させ、カバー、セード及び同様の	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				4.16	<p>部分は、着火してはならない。</p> <p>4.16 可燃材料表面へ取り付ける照明器具 可燃材料表面への取付けに適するとして分類した照明器具は、取付表面の温度が規定の値を超えてはならない。</p>	
				4.21	4.21 保護シールド	
				4.21.4	4.21.4 ハロゲン電球の破裂後、放出したガラスの微細片によって試料の下方に置いた包装用ティッシュが着火してはならない。	
				4.27B	4.27B 供用期間中の発煙、発火などの防止 LED 照明器具の照明器具外郭又は照明器具内部に設けた電源回路の囲いは、難燃性材料で構成されていなければならない。	
				箇条 12	箇条 12 耐久性試験及び温度試験	
				12.4	12.4 温度試験（通常動作）（全細分箇条を含む。） 照明器具の取付部の温度は、規定の温度以上になってはならない。	
				12.5	12.5 温度試験（異常動作）（全細分箇条を含む。） 照明器具を異常状態で使用した場合でも、照明器具の取付部の温度は、規定の温度以上になってはならない。	
12.6	12.6 温度試験（ランプ制御装置が故障を起こした状態）（全細分箇条を含む。）					

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				箇条 13 13.3	照明器具のランプ回路等の異常状態において、照明器具取付表面の温度は、規定の温度を超えてはならない。 箇条 13 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 13.3 耐炎性及び耐着火性試験 通電部又は安全特別低電圧部を所定位置に保持する絶縁物部分、及び感電に対する保護用の外郭を構成する絶縁物部分は、耐炎性及び耐着火性をもたなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4 4.14.3 箇条 12 12.4 12.5	箇条 4 構造 4.14.3 アームズリーチ内に設置することを意図した調節手段をもつ照明器具は、規定する温度を超えることにより傷害の原因となってはならない。 箇条 12 耐久性試験及び温度試験 12.4 温度試験（通常動作）（全細分箇条を含む。） 照明器具の可触部分、取り扱う部分、調整する部分及び握る部分は規定の温度以上になってはならない。 12.5 温度試験（異常動作）（全細分箇条を含む。） 照明器具を異常状態で使用した場合でも、照明器具の握る部分の温度は、規定の温度以上になってはならない。	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷	■該当 □非該当	箇条 4 4.3	箇条 4 構造 4.3 電線経路 電線は滑らかな経路に配し、シャープエッジ・ばり・鋳ばり	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き		<p>を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。</p>		<p>4.13.4</p> <p>4.14</p> <p>4.14.3</p> <p>4.14.6</p> <p>4.21</p> <p>4.25</p>	<p>などから電線の絶縁被覆が損傷を受けないようになっていなければならない。</p> <p>4.13.4 ラフサービス照明器具 ラフサービス照明器具は、通常の使用中に予期される周囲環境で転倒してはならない。</p> <p>4.14 つり具及び調節手段</p> <p>4.14.3 アームズリーチ内に設置することを意図した調節手段をもつ照明器具は、手又は指で動かして照明器具の安定性を損なうことなく、また、構造物のいかなる部分の変形の原因となつてはならない。</p> <p>4.14.6 差込みプラグ付き安定器又は変圧器及び電源コンセント取付形照明器具は、電源コンセントに取り付けたとき、コンセントに過度の力が加わってはならない。</p> <p>4.21 保護シールド（全細分箇条を含む。） ハロゲン電球及びメタルハライドランプを用いる照明器具は、ランプの破裂の危険性があるため、適切な保護シールドをもたなければならない。ランプ収納室の部分には、ランプの破裂による破片で安全性を損なわないように設計しなければならない。</p> <p>4.25 機械的危険箇所 照明器具は、取付け施工中、通常使用時又は保守のときに、</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				<p>使用者が危険になるような鋭利な突起又はエッジがあつてはならない。</p> <p>箇条5 5.2.6 5.2.7 5.2.8 5.2.10.1 5.3.2</p>	<p>使用者が危険になるような鋭利な突起又はエッジがあつてはならない。</p> <p>箇条5 外部及び内部配線</p> <p>5.2.6 電線挿入口は、電線を完全に保護するために、電線管、又はケーブル若しくは可とうコード用の保護カバーを取り付けることができなければならない。</p> <p>5.2.7 外部配線の可とうケーブル又はコードが堅い材料を通る場合、そこに開けた電線挿入口は、半径0.5mm以上の滑らかな丸い面取りをしなければならない。</p> <p>5.2.8 移動灯器具の可とうケーブル又はコードが照明器具の可触金属部分又は可触金属部分と接触する金属部分を貫通する場合、被覆を損傷しないよう、開口部に滑らかで丸く面取りした絶縁物の丈夫で容易に取り外せないブッシングを備えなければならない。</p> <p>5.2.10.1 タイプX 取付方法におけるコード止め具は、電源コードを損傷してはならず、通常の使用状態に締め付けたり緩めたりしたとき、電源コードを損傷するおそれがあつてはならない。</p> <p>5.3.2 内部配線は、シャープエッジ、又は可動部分等によって損傷を受けないように配置するか又は保護しなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				5.3.3	5.3.3 移動灯器具内では、内部配線が照明器具の可触金属部分又は可触金属部分と接触する金属部分を貫通する場合、被覆を損傷しないよう、開口部に滑らかで丸く面取りした絶縁物の丈夫で容易に取り外せないブッシングを備えなければならない。	
				5.3.6	5.3.6 調節可能な照明器具及び自在形照明器具で、照明器具の通常の動きで配線が金属部分と擦れてその絶縁を損なう可能性のある全ての箇所では、配線を絶縁物の線ぴ（樋）、電線止め具又は同様の手段で固定して擦れないようにしなければならない。	
				附属書 JA JA.1	附属書 JA ハロゲン電球用照明器具の保護シールド JA.1 機械的構造 照明器具は、ランプが万一破裂したときを考慮して、保護シールド又はその他の方法で、3 mm 以上の大きさのガラスの破片が器具外に飛び出さない構造でなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4 4.4 4.4.4 4.8	箇条 4 構造 4.4 ランプソケット 4.4.4 ランプソケットの固定装置は、通常使用時に予想される手荒な取扱いに耐えるように十分な機械的強度をもたなければならない。 4.8 スイッチ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き					<p>スイッチは、回転しないように固定し、手で外せないように取り付けなければならない。</p> <p>つり下げ形照明器具のプルスイッチの引きひも取付部及び引きひもは、照明器具を通常の使用状態に取り付け、引きひも取付部に規定の引張力を加えたとき、これに耐えなければならない。</p> <p>4.9.2 絶縁ライニング(裏打ち)、スリーブ及び類似の部分は、適切な機械的強度をもたなければならない。</p> <p>4.12 ねじ、機械的接続及びグラウンド(4.12.2及び4.12.3を除き、全細分箇条を含む。)</p> <p>ねじ及び機械的接続部は、通常の使用時に生じる振動、ねじれ、曲げ等の機械的ストレスに耐えなければならない。</p> <p>4.13 機械的強度(4.13.5を除き、全細分箇条を含む。)</p> <p>照明器具は、適切な機械的強度をもち、通常使用時に起こる手荒な扱いの後に安全性を損なわない構造でなければならない。</p> <p>4.14 つり具及び調節手段</p> <p>4.14.1 機械的なつり具の強度は、適切な安全率をもたなければならない。</p> <p>4.20 ラフサービス照明器具－振動に対する要求事項</p> <p>ラフサービス照明器具は、振動に対して適切な耐性をもたな</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き					なければならない。	
				箇条5	箇条5 外部及び内部配線	
				5.2.10	5.2.10 電源コード又はその他の可とうケーブル若しくはコードを取り付けた照明器具、又はそれらを取り付けるように設計した照明器具は、導体を端子に接続したとき、導体に引張力及びねじりが加わらないよう適切なコード止め具を備えていなければならない。	
				箇条14	箇条14 ねじ絞め式端子	
				14.4.4	14.4.4 端子は、十分な機械的強度をもたなければならない。	
				箇条15	箇条15 ねじなし端子及び電気接続	
				15.5.1	15.5.1 機械的強度 内部配線用端子及び接続は、十分な機械的強度をもたなければならない。	
				15.6.2	15.6.2 機械的強度試験 外部配線用端子及び接続は、十分な機械的強度をもたなければならない。	
			附属書V	附属書V 照明器具本体又は器体部分に直接接続する一体形ねじなし接地接触子付き端子台に対する追加試験要求事項		
			V.1	V.1 7.2.1 への追加要求 照明器具の外部表面へのねじなし接地接触は、構造設計において照明器具の外部からの機械的ストレス及び損傷から保		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				附属書 JA JA.2	護しなければならない。 附属書 JA ハロゲン電球用照明器具の保護シールド JA.2 耐衝撃性 保護シールドにガラスを使用する場合は、ガラスに規定の鋼球による衝撃試験を行い、ひび、割れその他の異常があつてはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 0 0.3.1	箇条 0 総則 0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条 4 4.24 4.24.1 4.24.2 附属書 P	箇条 4 構造 4.24 光生物学的危険 4.24.1 紫外放射 ハロゲン電球及びメタルハライドランプを使用するよう設計した照明器具は、それらのランプを使用したときに、過度の紫外放射をしてはならない。 4.24.2 青色光による網膜傷害 固定形の照明器具は、500 lx を与える距離条件にて、リスクグループが RG1 を超えてはならない。 附属書 P 高レベル紫外放射メタルハライドランプ用照明器具に使用する保護シールドの要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					照明器具は適切な UV 吸収手段をもたなければならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 0 0.3.1	箇条 0 総則 0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそ

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五 条第2項 続き						れないため、 非該当が妥当 と考える。
第十五 条第3項	始動、再始動及 び停止による危 害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体 に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお それがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意 な停止によっ て人体に危害 を及ぼし又は 物件に損傷を 与えるおそれ がないため、非 該当が妥当と 考える。
第十六 条	保護協調及び組 合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系 統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異 常な電流に対する安全装置が確実に作動す るよう安全装置の作動特性を設定するとと もに、安全装置が作動するまでの間、回路が 異常な電流に耐えることができるものとし る。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 5 5.2 5.2.2 5.3 5.3.1 5.3.1.1	箇条 5 外部及び内部配線 5.2 電源との接続及びその他の外部配線 5.2.2 照明器具製造業者が取り付けた電源コードは、規定の 規格群で規定する電線、又はこれらと同等以上の電気的性能 をもっている電線でなければならない。 5.3 内部配線 5.3.1 内部配線は、通常使用中の電力を取り扱うことができ る適切な種類及びサイズの導体を使用しなければならない。 5.3.1.1 電源からの遮断を外部保護装置に頼る配線は、規定	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き				5.3.1.2 箇条 14 14.3.3 箇条 15 15.6.1	<p>の導体断面積以上でなければならない。</p> <p>5.3.1.2 ランプ電流制御装置、ブレーカ、ヒューズ、保護インピーダンス、絶縁変圧器などの内部電流制限装置によって、電流を最大2Aに制限して固定配線に接続する配線は、規定のサイズでなければならない。</p> <p>箇条 14 ねじ絞め式端子</p> <p>14.3.3 IEC 規格適合する電線を接続することを意図した端子は、規定の公称断面積の銅製導体の正しい接続ができなければならない。</p> <p>箇条 15 ねじなし端子及び電気接続</p> <p>15.6.1 導体</p> <p>ばね式端子は、規定の公称断面積又は製造業者が指定した公称断面積の硬い導体の単線又は硬い導体のより線の接続ができなければならない。</p>	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.15 4.15.2 箇条 11	箇条 4 構造 4.15 可燃性材料 4.15.2 熱可塑性樹脂材料で作った照明器具は、通常の使用状態に取り付けたとき、危険がないように安定器又は変圧器及び電子装置の故障状態で生じる温度上昇に耐えなければならない。 箇条 11 沿面距離及び空間距離	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七 条続き				11.2	11.2 沿面距離及び空間距離（全細分箇条を含む。） 耐インパルスカテゴリに応じた空間距離の規定を満足しなければならぬ。	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	—	—	J55015-1 等の別規格で規定されている。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条3 3.2 3.2.6 3.2.13 3.2.18	箇条3 表示 3.2 照明器具の表示 照明器具には、規定の情報を容易に消えない方法で明瞭に表示しなければならない。 3.2.6 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護等級を表す二つの IP 等級をもつ埋込み形照明器具は、いずれの等級も設置のときに見えなければならず、等級が照明器具のどの部分を指しているかが明瞭でなければならない。 3.2.13 被照射物が過熱する可能性がある照明器具の場合には、被照射物との最小距離を、照明器具本体に表示しなければならない。 3.2.18 両口金高圧放電ランプ用イグナイタ付き照明器具で、規定の電圧を超える場合、警告用記号をランプ交換中に見える位置に表示し、この警告用記号の意味の説明を照明器具本体に表示しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条 条続き				3.2.21	3.2.21 断熱材で覆うことに適さない照明器具の場合、規定のシンボルとシンボルの意味の説明を、照明器具本体に表示しなければならない。	
				3.2.22	3.2.22 取換え可能なヒューズを内蔵している照明器具は、定格及びヒューズの形式を、ヒューズホルダ又はヒューズ近傍に表示しなければならない。	
				3.2.23	3.2.23 可搬形又は手持形の照明器具で、光源のリスクグループが RG1 の場合、“点灯中の光源を見続けてはならない。”の警告シンボル表示は、点灯中の光源を見なくても読めるような場所になければならない。	
				3.3	3.3 追加の情報 規定の表示のほか、適切な設置、使用及び保守に関わる必要事項を、照明器具、準照明器具（セミルミネア）若しくは器具内用安定器に表示しなければならない。	
				3.3.4	3.3.4 照明器具が不燃材料表面だけへの直接取付けに適していて、適切なシンボルが適用できない場合は、いかなる状況でも可燃材料表面に取付けができない旨の警告表示を照明器具にはり付けなければならない。	
				3.4	3.4 表示に対する試験 規定の試験後、照明器具本体の表示は読み取れ、表示銘板は容易に取り外せず、また、まくれあがりを生じてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条 条続き				箇条7 7.2.11 箇条12	箇条7 保護接地 7.2.11 クラスI照明器具が電源コードをもつ場合、このコードは、緑と黄との配色で識別した保護接地用導体又は保護接地用の旨を容易に消えない方法で表示した保護接地用導体をもたなければならない。 箇条12 耐久性試験及び温度試験 耐久性試験後、照明器具の規定の表示は、読み取れなければならない。	
第二十条 第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2017

規格名：照明器具－第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号 続き		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	－	－	－